

7. 実施すべき特定事業とその他の事業

重点整備地区において、バリアフリー化に向けて公共交通事業者等が取り組むべき事業は次のとおりです。

各事業は、基本構想に基づき、特定事業者が作成する特定事業計画により、具体的な実施内容などが定められることとなります。なお、この計画の進捗については、本市が適宜整備状況を把握し、計画通り実施されるよう働きかけます。

(1)公共交通特定事業

ア. 西日本旅客鉄道㈱

- ・改札口から下り線ホームへの昇降設備の設置
- ・改札口から上り線ホームへの昇降設備の設置の検討
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・身体障害者対応トイレの改良
- ・文字等による列車接近案内設備の整備
- ・音声・音響案内装置の設置
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

イ. 広島電鉄㈱

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・旅客施設の改良の検討（国道2号とホームを結ぶ経路及びペDESTリアンデッキとホームを結ぶ経路）
- ・低床車両の導入
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

ウ. バス事業者(広島電鉄㈱、広島バス㈱)

- ・低床車両の導入
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

(2)道路特定事業

広島市

- ・生活関連経路上の視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・生活関連経路上の歩車道境界の段差や勾配の改良
- ・生活関連経路上の歩道の凸凹や勾配等の改良
- ・ペDESTリアンデッキの階段等への手すりの設置
- ・ペDESTリアンデッキと平面道路の高低差解消の検討

(3)交通安全特定事業

公安委員会

- ・生活関連経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・生活関連経路上の道路標識・標示の大型化、高輝度化等
- ・生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施

(4)その他の事業

(ア) 歩道等

- ・ 放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
- ・ 看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施

(イ) 市道西4区105号線、西5区草津鈴が峰線及び西5区鈴が峰田方線
(JR新井口駅北側～草津病院入口間の経路)

- ・ 生活関連経路に準じた整備を検討

(生活関連経路に位置付けて平成22年度(2010年度)迄に整備することは困難ですが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれている経路であり、JR新井口駅と北側市道の高低差解消や鈴が峰町中央交差点のバリアフリー化を含め、整備について引き続き検討を行う。)

おわりに

今回作成した「JR新井口駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」では、JR新井口駅の周辺を交通バリアフリーを進める地区と位置付けて重点整備地区とし、各事業者が実施すべき特定事業とともに、市民、事業者、行政がそれぞれ協力しながら取り組む考え方を取りまとめました。

基本構想の目標年次は平成22年(2010年)としています。実施すべき事業の中には、JR新井口駅における高低差の解消など、できるだけ早期のバリアフリー化が期待されるものも、放置自転車の防止などやや長い期間での継続的な取り組みが必要なものもあります。もちろん、すべての人が今日からでも始めることのできる「心のバリアフリー」は、目標年次に関わらない、普遍的なものであることは言うまでもありません。

本構想の作成にあたり、多くの方々から様々な御意見を頂き、参考にさせて頂きました。

今後、このJR新井口駅周辺地区において、基本構想に掲げた事業の着実な推進が必要であり、本市としても、適宜、事業者への働きかけを行いながら、バリアフリー化を推進していくよう考えています。